

項目	県の施策	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	事業実施状況	実施状況に関する担当課の評価	令和8年度以降の実施計画
基本的施策 1 教育の振興等								
	1 児童生徒に対し、保健教育等を通してアルコールが心身に及ぼす影響等についての正しい知識を学ばせる教育を推進し、「自分の健康は自分で守る」という意識付けのための啓発を実施します。	P13	教育委員会	保健体育課、 小中学校課		・文部科学省で作成された飲酒防止啓発ポスターを配布。	・教科横断的、継続的な計画のもと実施。	継続実施
	2 教育機関と厚生センター等が連携し、児童生徒及び保護者等を対象にアルコールが心身に及ぼす影響等について健康教育を実施するとともに、地域保健と学校保健が連携したネットワーク体制の構築・研修会を実施します。	P13	教育委員会 厚生部	保健体育課、 小中学校課、 健康課（健康増進・歯科保健担当）		○青少年健康づくり支援事業 ・児童・生徒及び保護者を対象に健康教育を実施。	・児童生徒及び保護者に対するアルコールが心身に及ぼす影響についての正しい知識の普及啓発に取り組んだ。	継続実施
	3 養護教諭研修会等においてアルコールが心身へ及ぼす影響等についての研修の場を設け、健康教育の推進を図ります。	P13	教育委員会	保健体育課、 小中学校課		・養護教諭研修会において、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の推進について、伝達講習を実施。	・毎年、伝達講習を実施し、最新の情報を提供することで、各学校での指導に生かした。	継続実施
	4 大学等と連携し、入学時のオリエンテーション等の機会を通じて飲酒に伴うリスクやアルコールハラスメントについて周知が図られるよう働きかけを行います。	P13	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）		・パンフレット「お酒について知っておきたいこと」を県内大学等に配布。	・飲酒に関する正しい知識の普及啓発に取り組んだ。	在庫がなくなり次第、増刷検討。
	5 妊娠中および出産後の飲酒のリスクについて、妊娠届出や母子健康手帳の交付時、マタニティー教室・新生児訪問等の機会を通じて、普及啓発を継続して実施します。	P13	厚生部	子育て支援課（切れ目ない子育て支援担当）		・とやまプレ妊活健診を受診した夫婦に対し、受診先医療機関から県が作成した健康教育媒体を配布。媒体内では胎児性アルコール症候群について注意を促した。	・プレ妊活健診を通じて妊娠中の飲酒に対する注意喚起を行った。	継続実施
	6 厚生センターにおける地域・職域連携推進事業や、心の健康センターにおける出前講座等の機会を通じて、企業等に対して適正飲酒量やアルコール健康障害に関する正しい知識の周知を図ります。	P13	厚生部	心の健康センター		○職域対策強化事業（職場における心の健康出前講座） ・H29年度から精神保健福祉協会に事業を委託し、県内の中小企業を対象にメンタルヘルス等に関する出前講座を実施。	・産業保健総合支援センター等との連携により受講企業の拡大が必要。	継続実施
				各厚生センター		①地域・職域連携推進事業 ・地域・職域連携推進協議会にて地域保健及び職域保健におけるアルコール健康障害対策について適宜情報共有、意見交換を実施。 ・企業の健康フェスティバルでのアルコールに関連した体験コーナーの設置や、健康情報通信（メーリングリストを活用した管内事業所へ情報提供等）を実施。 ②アルコール関連問題啓発週間事業 ・啓発物品（チラシ入りポケットティッシュ）を配布。 ③食品衛生協会指導員研修会等 ・アルコール依存症に関するミニ講座開催。	①管内関係機関のアルコール対策の現状について情報共有、意見交換を行うとともに、企業等に正しい知識の提供や地域のアルコール健康障害対策事業について普及啓発を図る機会となっている。 ・企業と協働し、働く世代を対象としたアルコールと健康に関する意識向上に取り組んだ。 ・継続的に情報通信にアルコール関連の内容を取り入れていきたい。 ②、③様々な機会を捉え啓発物品の配布やミニ講座を開催することで、働く世代に対してアルコールと健康に関する普及啓発を図った。	継続実施
	7 心の健康センターや厚生センターにおいて、アルコール依存症患者の家族がアルコール依存症についての正しい知識や当事者への関わり方を学ぶことができる研修会を継続して実施します。	P13	厚生部	心の健康センター		○依存症家族教室 ・県内外の講師を招き、講義と座談会の2部構成で年5回実施。 ・アルコール依存症患者の家族へ周知を図った。	・厚生センターや医療機関と連携し、県民に広く周知することが必要。	継続実施
				各厚生センター		○アルコール家族教室 ・精神保健福祉士や医師による講義と座談会や、断酒会会員による断酒会の活動説明を実施。 ・電話や来所相談時に教室を紹介する等、広く周知を図った。	・アルコール関連問題に悩む家族が、講義や座談会を通じて、アルコール依存症に関する正しい知識や当事者との関わり方について学ぶ機会となるよう取り組んだ。	継続実施
	8 市町村における地域住民への健康教育や健康情報の提供の機会を通じて、アルコール健康障害に関する知識の普及が行われるよう働きかけを行います。	P13	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）		・パンフレット「お酒について知っておきたいこと」を市町村に配布。	・市町村において、住民への普及啓発に活用。	在庫がなくなり次第、増刷検討。
	9 アルコール関連問題啓発週間（毎年11月10日から16日）の機会を通じ、飲酒に伴うリスクやアルコール関連問題についての正しい知識の普及を図ります。	P14	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）		○アルコール関連問題啓発週間事業 ・アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）に合わせ、啓発物品を配布。	・各種イベント等で啓発物品を配布することで、県民のアルコール関連問題への意識向上に取り組んだ。	継続実施
	10 国が作成する「飲酒ガイドライン」を踏まえ、県民それぞれの状況に応じた適切な飲酒量・飲酒行動の判断に資するよう、飲酒量、飲酒形態、年齢、性別、体質等によってどのようなリスクがあるのか等、普及啓発に努めます。	P14	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）		・パンフレット「お酒について知っておきたいこと」を行政機関、医療機関等に配布。	・飲酒に関する正しい知識の普及啓発に取り組んだ。	在庫がなくなり次第、増刷検討。
	11 新聞・テレビ・ラジオ・SNS等を有効に活用し、アルコール健康障害とその相談機関についての普及啓発に努めます。	P14	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）		アルコール関連問題啓発週間に合わせ、広報媒体を活用しアルコール健康障害と相談機関について周知。	・広報媒体の活用により、多くの県民へのアルコール健康障害と相談機関についての普及啓発に取り組んだ。	継続実施
	12 アルコール健康障害について理解を深め、正しい知識を身に付けられるよう次の2点の内容を含めたパンフレットを作成し、20歳未満の者を含めた一般県民への普及啓発を図ります。 （i）アルコール依存症は、飲酒をしていれば誰でもなる可能性があること、飲酒をコントロールできなくなる精神疾患であること、治療や断酒に向けた支援を行うことにより十分回復しうること。 （ii）アルコール依存症の当事者やその家族がアルコール依存症の問題に気づくことができるような、アルコール依存症の初期症状・適切な対応等の情報	P14	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）		・パンフレット「お酒について知っておきたいこと」を関係機関に配布。	・飲酒に関する正しい知識の普及啓発に取り組んだ。	在庫がなくなり次第、増刷検討。
				心の健康センター		・R7年度にリーフレットを作成。各相談支援機関へ配布し、相談時に活用することを依頼。アルコール依存症に関する家族教室や相談時、研修会等で活用。 ・心の健康センターのホームページにもアルコールの健康障害の理解につながる情報を掲載。	・リーフレットを用いて、アルコール依存症の説明、県内の相談機関、自助グループを紹介した。 ・リーフレットを持参されて来所相談に至った事例もあり、相談機関の周知に取り組んだ。	継続実施

項目	県の施策	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	事業実施状況	実施状況に関する担当課の評価	令和8年度以降の実施計画
基本的施策2 不適切な飲酒の誘引の防止								
	アルコール健康障害について理解を深め、正しい知識を身に付けられるよう次の2点の内容を含めたパンフレットを作成し、20歳未満の者を含めた一般県民への普及啓発を図ります。 1（i）アルコール依存症は、飲酒をしていれば誰でもなる可能性があること、飲酒をコントロールできなくなる精神疾患であること、治療や断酒に向けた支援を行うことにより十分回復しうること。 （ii）アルコール依存症の当事者やその家族がアルコール依存症の問題に気づくことができるような、アルコール依存症の初期症状・適切な対応等の情報	P14	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）	再掲	・パンフレット「お酒について知っておきたいこと」を関係機関に配布。	・飲酒に関する正しい知識の普及啓発に取り組んだ。	在庫がなくなり次第、増刷検討。
				心の健康センター		・R7年度にリーフレットを作成。各相談支援機関へ配布し、相談時に活用することを依頼。アルコール依存症に関する家族教室や相談時、研修会等で活用。 ・心の健康センターのホームページにもアルコールの健康障害の理解につながる情報を掲載。	・リーフレットを用いて、アルコール依存症の説明、県内の相談機関、自助グループを紹介した。 ・リーフレットを持参されて来所相談に至った事例もあり、相談機関の周知に取り組んだ。	継続実施
	2 酒類提供飲食店において、車両利用者に対する酒類提供の禁止の徹底を訴えるとともに、ハンドルキーパー運動の広報周知及び推進モデル店への加入促進に努めます。	P.15	警察本部	交通企画課		・酒類提供飲食店と連携し、車両利用者に対する酒類提供禁止の徹底について啓発活動を実施。	・酒類を提供している県生活衛生同業組合連合会（約2,700店舗）や県コンビニエンスストア等防犯協会（約500店舗）が飲酒運転撲滅に向けた宣言を行うとともに、飲酒運転撲滅ポスターを傘下店舗に掲示することにより、飲酒運転撲滅の機運向上に努めた。	継続実施
	3 酒類販売業者等に対し、20歳未満の者への酒類販売・供与が行われないよう、適切な指導・取締りを行います。	P.15	警察本部	人身安全・少年課		・酒類販売業者等に対する指導・取締りを実施。	・R5年は0名、R6年は1名を20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律違反で検挙。	継続実施
	4 20歳未満の者の飲酒行為について、街頭補導活動を強化し、必要な注意、助言等を行います。	P.15	警察本部	人身安全・少年課		・20歳未満の者の飲酒行為に対する街頭補導活動を実施。	・R5年は81名、R6年は72名を補導。	継続実施
	5 風俗営業店等に対し、管理者講習等の機会を通じて、20歳未満の者への酒類提供の禁止について周知を図ります。	P.15	警察本部	生活安全企画課		・毎年5月から11月、社交飲食店をはじめとする風俗営業店の管理者に対して、資料を用いて講習会を実施。	・R7年度は風俗営業管理者約160名に対して管理者講習を実施。	継続実施
	6 国の「酒類のアルコール量表示に関する取組み」の検討状況を踏まえ、アルコール量表示についての啓発等の取組みを検討します。	P.15	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）		○アルコール関連問題啓発週間事業 ・アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）に合わせ、啓発物品を配布。	・各種イベント等で啓発物品を配布し、適切な飲酒量について周知した。	継続実施
基本的施策3 健康診断及び保健指導								
	1 保険者協議会等と連携し、アルコールのリスクに着目した保健指導など、効果的な特定保健指導を実施できる人材の確保・育成のための研修会を開催します。	P15	厚生部	厚生企画課（医療保険係）		・富山県保険者協議会主催の特定健診等担当者研修会において、アルコール等の生活習慣病リスクに対する保健指導に関する講義を盛り込んでいる。	・研修会（R6年度開催）参加者（医療保険者等）より、飲酒習慣に関連した保健指導に活かせる具体的な内容であったとの評価を得ている。	継続実施
	2 地域包括支援センターや介護サービス事業所等と連携し、アルコール健康障害が疑われる高齢者やその家族に対して早期介入できるよう正しい知識や対応の普及啓発を図ります。	P16	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）		○精神障害者支援人材育成研修 ・県精神保健福祉士協会へ委託し、障害福祉サービス事業所等の職員等を対象に、アルコール依存症を含む精神障害者支援に関する研修を実施。	・R6年度は障害福祉サービス事業所や社会福祉協議会から39名が修了。 ・精神障害者へのサービスの質の向上と、より多くの事業所で精神障害者の受け入れができる体制づくりを進めている。	継続実施
	3 アルコール健康障害が疑われる者に対しては、心の健康センターや厚生センター等から、本人の状況に応じて医療機関への受診勧奨や自助グループ等の紹介など断酒に向けた必要な支援を行います。	P16	厚生部	心の健康センター		・アルコール依存症に関する来所、電話相談に保健師、心理職が随時対応。必要に応じ、断酒会やAA、県内の依存症専門医療機関の情報を提供。	・連絡会の開催や日頃からの依存症専門医療機関や自助グループ等との情報共有により、各機関や団体の支援及び活動状況を理解した上で、適宜必要な機関や団体を紹介している。	継続実施
				各厚生センター		○精神保健福祉相談指導事業・精神障害者専門相談支援事業 ・精神科医や保健師による電話・来所相談及び訪問指導等を実施。 ・アルコール健康障害が疑われる事例に対して、アルコール家族教室、囁託医相談の紹介、医療機関の情報提供や断酒会の紹介等、必要な支援を実施し、関係機関との連携を図っている。	・アルコール健康障害が疑われる事例に対しては、医療機関への受診勧奨や自助グループ等を紹介する等、適切な機関に繋げるため関係機関との連携を図った。 ・広報や日頃の保健活動の充実により、アルコール問題に悩む方が相談に繋がるよう取り組んでいる。	継続実施
	4 国が作成する「早期介入ガイドライン」を踏まえ、アルコール健康障害への早期介入促進の取組みを推進します。	P16	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）		○かかりつけ医依存症等対応向上研修 ・県医師会へ委託して県内医療関係者向けにかかりつけ医師として必要な技能習得のための研修を実施し患者が依存症の早期発見・早期治療が受けられるよう体制の整備を進める。	・R6年度は、医療関係者等59名が参加。参加者アンケートでは、100%が参考になったと回答。	継続実施
基本的施策4 アルコール健康障害に係る医療の充実等								
	1 国の選定基準を満たし、アルコール依存症患者に対して適切な医療を提供することのできる専門医療機関を選定します。	P16	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）		○専門医療機関の選定 ・R6年度までに専門医療機関3カ所※を選定。 （※アイ・クリニック：令和8年1月31日閉院）	・専門医療機関3カ所を選定。	継続実施
	2 アルコール依存症が疑われる者を適切な治療に結びつけるとともに、アルコール依存症に至っていないアルコール健康障害、アルコール乱用に適切に介入するため、内科、救急等の一般医療及び専門医療機関の医療従事者に対し、アルコール健康障害が疑われる者へのスクリーニングテスト等の早期介入の手法や適切な対応方法等に関する研修を実施し、医療関係者の技術向上と、一般医療機関、精神科医療機関、相談拠点、自助グループ等の関係機関との連携体制（SBIRTS）※1の構築推進を図ります。	P17	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）		○かかりつけ医依存症等対応向上研修 ・県医師会へ委託し、県内医療関係者向けにかかりつけ医師として必要な技能習得のための研修を実施。	・R6年度は、医療関係者等59名が参加。参加者アンケートでは、100%が参考になったと回答。	継続実施
	3 関係者会議を通して、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進します。	P17	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）		○アルコール健康障害対策関係者会議 ・R4年に1回開催。	・医療保健、教育、当事者団体、更生保護、酒類販売業者等の各分野から委員を構成し連携体制を整備。	継続実施
	4 心の健康センターにおいて、アルコール健康障害を有する者やその家族が適切な相談から、治療、回復支援につながるよう、連絡会等を通じて関係機関の連携体制の強化を図ります。	P17	厚生部	心の健康センター		○依存症支援関係機関連絡会議 ・年1回開催し、R6年度は21機関（医療機関、保健所・厚生センター、矯正施設、回復支援施設等）が出席。 ・事業を中心とした情報共有や意見交換を行うことで、各機関の機能や役割について理解を深め、連携体制を構築することを目的としている。	・関係機関の機能や支援の取組み状況について知る機会となり、相互理解が進んでいる。また、その後の支援において、実際に連携を図りやすくなっている。	継続実施
	5 県内において、アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる医療機関の把握に努め、県のホームページ等により情報提供します。	P17	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）		・富山県医療計画の別冊「精神疾患の医療を担う医療機関等」において、アルコール依存症の治療を行う医療機関を毎年更新。	・毎年1月、アルコール依存症の治療を行う医療機関の把握及び公表を実施。 ○アルコール依存症の専門治療を行っている医療機関(R7.3) ・都道府県連携拠点機能を担う医療機関 2カ所 ・地域精神科医療提供機能を担う医療機関 2カ所	継続実施

項目	県の施策	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	事業実施状況	実施状況に関する担当課の評価	令和8年度以降の実施計画
基本的施策5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等								
	1 飲酒運転防止のため、事業所における運転前のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯の有無の確認等について、更なる徹底を図ります。	P18	警察本部	交通企画課		・R4年施行の改正道路交通法により、安全運転管理者を選任する事業所における「アルコールチェック」が義務付けられた。 ・運転前後のアルコールチェックが適切に行われるよう安全運転管理者を指導するとともに、年に1度開催される安全運転管理者法定講習においても、飲酒運転の厳罰化や検知器を使ったアルコールチェックの徹底を呼び掛けており、企業としての飲酒運転防止の更なる徹底を図るよう指導している。	・年間約30回開催される安全運転管理者法定講習の場において、講習に参加する安全運転管理者（約4,500人）及び副管理者（約1,000人）に対して適正な指導を行っており、講習を受けた管理者が各事業所で適切な管理を実施することにより、飲酒運転根絶への取り組み姿勢が強化された。	継続実施
	2 飲酒運転が認められた「運転免許取消処分者講習」受講者に対して「飲酒取消講習」を実施し、AUDIT※1利用によるアルコール依存の兆しの発見のほか、ワークブック活用による節酒、断酒にむけたブリーフインターベンション、30日間の自宅研修等により飲酒習慣の改善を目的とした取組みを今後も継続して実施します。	P18	警察本部	交通企画課		・飲酒運転が認められた「取消処分者講習」受講者に対して「飲酒取消講習」を実施。	・R6年は、飲酒運転が認められたもの全員(87名)に対して飲酒取消講習を実施。	継続実施
	3 女性相談センター等のDV相談窓口や児童相談所で受理した相談について、暴力・虐待・自殺未遂等を行った者にアルコール依存症等が疑われる場合、当該本人又はその家族に対し、アルコール関連問題の相談窓口や自助グループ等を紹介します。	P18	厚生部	こども未来課 (家庭福祉担当)		・女性相談支援センターのDV相談窓口や児童相談所で受理した相談について、暴力・虐待・自殺未遂等を行った者にアルコール依存症等が疑われる場合、当該本人又はその家族に対し、アルコール関連問題の相談窓口や自助グループ等を紹介。	・富山県女性相談支援センター、富山児童相談所、高岡児童相談所で紹介実績がある。	継続実施
	4 アルコール依存症は自殺の危険因子であり、自殺を予防する観点から、アルコール関連問題の啓発等の自殺対策事業を推進します。	P18	厚生部	健康課(精神保健福祉担当)		○アルコール関連問題啓発週間事業 ・アルコール関連問題啓発週間(11月10日～16日)に合わせ、啓発物品を配布。	・各種イベント等で啓発物品を配布することで、県民のアルコール関連問題への意識向上に取り組んだ。	継続実施
	5 アルコール健康障害が疑われる者に対しては、心の健康センターや厚生センター等から、本人の状況に応じて医療機関への受診勧奨や自助グループ等の紹介など断酒に向けた必要な支援を行います。	P18	厚生部	心の健康センター 各厚生センター	再掲	・アルコール依存症に関する来所、電話相談に保健師、心理職が随時対応。必要に応じ、断酒会やAA、県内の依存症専門医療機関の情報を提供。 ○精神保健福祉相談指導事業・精神障害者専門相談支援事業 ・精神科医や保健師による電話・来所相談及び訪問指導等を実施。 ・アルコール健康障害が疑われる事例に対して、アルコール家族教室、嘱託医相談の紹介、医療機関の情報提供や断酒会の紹介等、必要な支援を実施し、関係機関との連携を図っている。	・連絡会の開催や日頃からの依存症専門医療機関や自助グループ等との情報共有により、各機関や団体の支援及び活動状況を理解した上で、適宜必要な機関や団体を紹介している。 ・アルコール健康障害が疑われる事例に対しては、医療機関への受診勧奨や自助グループ等を紹介する等、適切な機関に繋げるため関係機関との連携を図った。 ・広報や日頃の保健活動の充実により、アルコール問題に悩む方が相談に繋がるよう取り組んでいる。	継続実施 継続実施
基本的施策6 相談支援等								
	1 地域包括支援センターや介護サービス事業所等と連携し、アルコール健康障害が疑われる高齢者やその家族に対して早期介入できるよう正しい知識や対応の普及啓発を図ります。	P19	厚生部	健康課(精神保健福祉担当)	再掲	○精神障害者支援人材育成研修 ・県精神保健福祉士協会へ委託し、障害福祉サービス事業所等の職員等を対象に、アルコール依存症を含む精神障害者支援に関する研修を実施。	・R6年度は障害福祉サービス事業所や社会福祉協議会から39名が修了。 ・精神障害者へのサービスの質の向上と、より多くの事業所で精神障害者の受け入れができる体制づくりを進めている。	継続実施
	2 心の健康センターや厚生センター等を中心として、アルコール健康障害を有している者やその家族にとって分かりやすく、気軽に相談できる機関を広く周知します。	P19	厚生部	健康課(精神保健福祉担当)		○アルコール関連問題啓発週間事業 ・アルコール関連問題啓発週間(11月10日～16日)に合わせ、啓発物品を配布。	・各種イベント等で啓発物品を配布することで、広く県民に相談機関を周知した。	継続実施
				心の健康センター		・ホームページやリーフレットを作成し、自助グループや県内の相談機関に関する情報を掲載。また、集団回復プログラムや依存症家族教室に関する情報も掲載し、相談者がアクセスしやすいよう周知に努めている。	・ホームページやリーフレットを見て相談に繋がる方が多い。	実施継続
				各厚生センター		①アルコール関連問題啓発週間事業 ・断酒会の協力のもと家族教室や街頭キャンペーンを実施し、相談窓口が明記された啓発物品(メモ帳やティッシュ)を配布。 ②アルコール家族教室 ・県ホームページや広報等での家族教室の周知。 ③市広報や地域生活支援ガイドによる広報 ・心の健康相談事業を市広報に掲載。 ・地域生活支援ガイドに相談機関として厚生センター(支所)を掲載。	①地域の身近な図書館やスーパー等で啓発物品を配布することで、幅広い世代の県民に向けた普及啓発を行い、節度ある飲酒量の目安や相談窓口を周知し、潜在化しやすいアルコール問題について関心を高める機会となるよう取り組んだ。 ②アルコール問題を抱える家族が身近に相談できる場の周知に取り組んでいる。 ③市の広報から相談につながる場合がある。 ・地域生活支援ガイドへの掲載は、当事者や家族等への啓発に有効。	継続実施
	3 心の健康センターにおいて、アルコール健康障害を有する者やその家族が適切な相談から、治療、回復支援につながるよう、連絡会等を通じて関係機関の連携体制の強化を図ります。	P19	厚生部	心の健康センター	再掲	○依存症支援関係機関連絡会議 ・年1回開催し、R6年度は21機関(医療機関、保健所・厚生センター、矯正施設、回復支援施設等)が出席。 ・事業を中心とした情報共有や意見交換を行うことで、各機関の機能や役割について理解を深め、連携体制を構築することを目的としている。	・関係機関の機能や支援の取り組み状況について知る機会となり、相互理解が進んでいる。また、その後の支援において、実際に連携を図りやすくなっている。	継続実施
4 心の健康センターにおいて、医療機関、行政等の関係機関に対して研修を行うことで、相談支援を行う者の人材育成を図ります。	P19	厚生部	心の健康センター		○依存症相談対応研修 ・年1回、関係機関の支援者向けに実施。 ・R6年度テーマは「依存症の理解と地域連携による支援」	・R6年度は57名が参加。アンケートの結果から、実践に役立つ知識やスキルを学ぶことができる機会として好評を得ている。	継続実施	
	5 心の健康センターや厚生センターにおいて、アルコール依存症患者の家族がアルコール依存症についての正しい知識や当事者への関わり方を学ぶことができる研修会を継続して実施します。	P19	厚生部	心の健康センター	再掲	○依存症家族教室 ・県内外の講師を招き、講義と座談会の2部構成で年5回実施。 ・アルコール依存症患者の家族へ周知を図った。	・厚生センターや医療機関と連携し、県民に広く周知することが必要。	継続実施
				各厚生センター		○アルコール家族教室 ・精神保健福祉士や医師による講義と座談会や、断酒会会員による断酒会の活動説明を実施。 ・電話や来所相談時に教室を紹介する等、広く周知を図った。	・アルコール関連問題に悩む家族が、講義や座談会を通じて、アルコール依存症に関する正しい知識や当事者との関わり方について学ぶ機会となるよう取り組んだ。	継続実施

項目	県の施策	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	事業実施状況	実施状況に関する担当課の評価	令和8年度以降の実施計画
基本的施策7 社会復帰の支援								
	アルコール健康障害について理解を深め、正しい知識を身に付けられるよう次の2点の内容を含めたパンフレットを作成し、20歳未満の者を含めた一般県民への普及啓発を図ります。 1（i）アルコール依存症は、飲酒をしていれば誰でもなる可能性があること、飲酒をコントロールできなくなる精神疾患であること、治療や断酒に向けた支援を行うことにより十分回復しうること。 （ii）アルコール依存症の当事者やその家族がアルコール依存症の問題に気づくことができるような、アルコール依存症の初期症状・適切な対応等の情報	P19、20	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）	再掲	・パンフレット「お酒について知っておきたいこと」を関係機関に配布。	・飲酒に関する正しい知識の普及啓発に取り組んだ。	在庫がなくなり次第、増刷検討。
				心の健康センター		・R7年度にリーフレットを作成。各相談支援機関へ配布し、相談時に活用することを依頼。 アルコール依存症に関する家族教室や相談時、研修会等で活用。 ・心の健康センターのホームページにもアルコールの健康障害の理解につながる情報を掲載。	・リーフレットを用いて、アルコール依存症の説明、県内の相談機関、自助グループを紹介した。 ・リーフレットを持参されて来所相談に至った事例もあり、相談機関の周知に取り組んだ。	継続実施
	2地域・職域連携推進協議会等を活用し、地域保健と職域保健の連携体制を構築することにより、職場に関するアルコール健康障害の普及啓発および早期発見に向けた保健事業担当者の資質向上等を図ります。	P20	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）		○アルコール健康障害対策関係者会議 ・R4年に1回開催。	・医療保健、教育、当事者団体、更生保護、酒類販売業者等の各分野から委員を構成し連携体制を整備してきたが、職域保健との連携は十分とは言えず、職場に関するアルコール健康障害の知識普及啓発に努める必要がある。	職域保険との連携体制構築について検討
	3心の健康センターにおいて依存症回復プログラム（SMARPP）を実施し、アルコール依存症者が必要とする治療・援助を継続して提供するとともに、依存症回復支援プログラムを実施している機関の情報等を把握し、当事者やその家族・地域の関係機関へ提供します。	P20	厚生部	心の健康センター		○アルコール依存症回復プログラム普及促進事業 ・とやま〜ぶを年1クール、計10回実施。 ・ダルクメンバーが回復者として参加。	・来所相談から依存症回復プログラム（とやま〜ぶ）の参加に繋がるケースが多いが、心の健康センターのホームページにてとやま〜ぶに関する情報を予め得て、とやま〜ぶ参加を目的に来所する相談者も増加している。 ・参加者は、プログラムを通して自分に合う対処行動を獲得するとともに、同じ悩みを持つ者との交流を通して孤独感が減弱していると考えられる。回復への動機が高まり、維持されており、集団療法の有益性が示唆されている。	継続実施
基本的施策8 民間団体の活動に対する支援								
	心の健康センターや厚生センター等は、自助グループを地域の社会資源として活用し、地域の実情に応じて、それぞれの団体と連携した取組みやオンラインによるミーティング活動など、団体の活動に対する必要な支援を推進します。	P20	厚生部	心の健康センター		・県内外にある依存症に関する自助グループの活動状況等を心の健康センターのホームページに掲載し、また当センターの相談窓口にチラシを設置したりし、普及啓発に努めている。 ・相談者に対しても、実情に合わせて自助グループに関する情報を積極的に提供している。また、心の健康センター主催の依存症家族教室に自助グループメンバーを講師として招き、体験談を話してもらっている。	・心の健康センターを通じて、県民に対し自助グループに関する情報が広く行き渡るようになり、県民と自助グループとの橋渡しを担っている。 ・また、自助グループメンバーに県民に向け体験談を話してもらう機会を提供することで、自助グループメンバー自身の回復支援にも繋がるよう取り組んでいる。	継続実施
				各厚生センター		①アルコール家族教室 ・アルコール家族教室に断酒会代表者の参加を呼びかけ、参加者に断酒会を周知する機会を設けている。また、断酒会会員のアルコール依存症の再認識の機会となっている。 ②アルコール関連問題啓発週間事業 ・断酒会の協力のもと家族教室や街頭キャンペーンを実施し、相談窓口が明記された啓発物品（メモ帳やティッシュ）を配布。 ③その他機関への技術指導・援助 ・断酒会定例会や断酒学校、AAの研修会への参加を通して、断酒会の活動の把握や、本人や家族と断酒会に参加協力することによる断酒会との連携を図っている。	①毎年度、家族教室に一定数の参加があり、ニーズがあると考えられる。 ②断酒会と厚生センターが顔の見える関係となり、また、地域住民に断酒会を知ってもらう機会となった。 ③断酒会の活動の現状について把握することができた。 ・断酒会に対して厚生センター事業への協力を依頼したり、断酒会やAAから活動について随時情報提供を受けたりと、断酒会やAAとの連携をとることができている。	継続実施
	2市町村や医療機関等に対し、回復支援等の自助グループの役割について周知を図ります。	P20	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）		・パンフレット「お酒について知っておきたいこと」を行政機関、医療機関等に配布。	・飲酒に関する正しい知識の普及啓発に取り組んだ。	在庫がなくなり次第、増刷検討。
基本的施策9 人材の確保等（具体的な取組み1～8に掲げる項目を再掲）								
	1養護教諭研修会等においてアルコールが心身に及ぼす影響等についての研修の場を設け、健康教育の推進を図ります。	P21	教育委員会	保健体育課、小中学校課	再掲	・養護教諭研修会において、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の推進について、伝達講習を実施。	・毎年、伝達講習を実施し、最新の情報を提供することで、各学校での指導に生かした。	継続実施
	2保険者協議会等と連携し、アルコールのリスクに着目した保健指導など、効果的な特定保健指導を実施できる人材の確保・育成のための研修会を開催します。	P21	厚生部	厚生企画課（医療保険係）	再掲	・富山県保険者協議会主催の特定健診等担当者研修会において、アルコール等の生活習慣病リスクに対する保健指導に関する講義を盛り込んでいる。	・研修会（R6年度開催）参加者（医療保険者等）より、飲酒習慣に関連した保健指導に活かせる具体的な内容であったとの評価を得ている。	継続実施
	3アルコール依存症が疑われる者を適切な治療に結びつけるとともに、アルコール依存症に至っていないアルコール健康障害、アルコール乱用に適切に介入するため、内科、救急等の一般医療及び専門医療機関の医療従事者に対し、アルコール健康障害が疑われる者へのスクリーニングテスト等の早期介入の手法や適切な対応方法等に関する研修を実施し、医療関係者の技術向上と、一般医療機関と精神科医療機関との連携を図ります。	P21	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）	再掲	○かかりつけ医依存症等対応向上研修 ・県医師会へ委託し、県内医療関係者向けにかかりつけ医師として必要な技能習得のための研修を実施。	・R6年度は、医療関係者等59名が参加。参加者アンケートでは、100%が参考になったと回答。	継続実施
	4心の健康センターにおいて、医療機関、行政等の関係機関に対して研修を行うことで、相談支援を行う者の人材育成を図ります。	P21	厚生部	心の健康センター	再掲	○依存症相談対応研修 ・年1回、関係機関の支援者向けに実施。 ・R6年度テーマは「依存症の理解と地域連携による支援」	・R6年度は57名が参加。アンケートの結果から、実践に役立つ知識やスキルを学ぶことができた機会として好評を得ている。	継続実施
基本的施策10 調査研究の推進等								
	1国における調査研究や先進事例等の情報提供を受け、アルコール関連問題の実態把握や取組みの改善に努めます。	P21	厚生部	健康課（精神保健福祉担当）		○都道府県等依存症専門医療機関・相談員等全国会議 ・R6年度は心の健康センター職員1名、厚生センター職員1名、障害福祉サービス事業所4名、その他1名が参加。	・国における動向や全国の先進事例等の情報共有を行った。	継続実施